

令和元年11月29日

宮城県知事

村井嘉浩様

令和元年台風第19号災害対策に関する  
**要望書**

宮城県市長会

県内各市におきましては、この度の台風第19号により、多数の尊い命が失われ、住宅の浸水や土木・農業施設、農作物などに甚大な被害が発生し、住民の生活及び事業者の活動に多大な影響を及ぼしております。

このような中、知事におかれましては、発災直後より迅速な対応をしていただきましたこと、厚くお礼を申し上げますとともに、関係者のご尽力に心より感謝を申し上げます。

この甚大な被害から早期に立ち上がるべく、被災した県内各市におきましては、それぞれが全力を挙げて、復旧・復興に取り組んでおりますので、引き続きのご支援をお願い申し上げますとともに、知事におかれましては、被災者の生活再建を後押しするような、被災者一人一人に寄り添った県政運営に取り組まれることを切に望むものです。

つきましては、次の事項について特段のご理解とご協力を賜りますよう要望するものです。

## 記

1. 我々の生活への影響を最小限にとどめるために迅速な復旧を図り、将来的に二度と災害が発生し

ないよう原形復旧にとどまらない徹底的な改良復旧を図ること。

また、複数河川の合流地点など、技術的に難易度が高い復旧・復興については、国の権限代行制度を活用すること。

2. 河川氾濫や決壊の状況を総点検し、河川改修などの整備前倒しを図ること。

3. 強い農業・担い手づくり総合支援交付金など、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」に対する地方負担に宮城県の財政措置を図ること。

また、大規模自然災害の被災地における中小企業・小規模事業者の事業環境の復旧と改善を図るため、グループ補助金（中小企業組合等共同施設等災害復旧補助金）については、事業者負担分に係る宮城県独自の支援策を講じること。

4. 稲わらなどの災害廃棄物が大量に発生していることから、災害等廃棄物処理事業において、二次的ストックヤードの整備や、焼却場や最終処分場の確保等広域処理体制の整備を国と連携して図ること。
  
5. 国の被災者生活再建支援制度で対象外となる床上1メートル未満の浸水に対しても、他県と同様に宮城県独自の支援策を講ずること。

宮城県市長会 会長 伊藤 康志